長野県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について(案)

高校教育課

委員に委嘱（任命）する者

氏　　名	現　　　　職	備　　考
宮本　伸一	長野市立柳町中学校長	教育界
小出　邦宜	長野商業高等学校長	〃

任期　平成 27 年４月 23 日教育委員会定例会議決から平成 28 年５月 31 日まで

（参考）委員を解嘱（解任）する者

氏　　名	前　　　　職	備　　考	理　　由
小池　英樹	前長野市立東部中学校長	教育界	H27．3．31 退職
斎藤　秀雄	前長野県更級農業高等学校長	〃	H27．3．31 退職

平成26年度　長野県産業教育審議会　委員名簿

平成27年３月31日現在

委嘱・任命委員（敬称略）

氏　　名	現　　　職	備　考
萩本　範文（はぎもと　のりふみ）	多摩川精機株式会社副会長	産業経済界
久世　良三（くぜ　りょうぞう）	株式会社サンクゼール社長	
大石　修治（おおいし　しゅうじ）	信州大学工学部長・教授	教　育　界
小池　英樹（こいけ　ひでき）	長野市立東部中学校長	
斎藤　秀雄（さいとう　ひでお）	長野県更級農業高等学校長	
大井　美富子（おおい　みとこ）	長野県小海高等学校長	
中村　雅代（なかむら　まさよ）	日本労働組合総連合会長野連合会副会長	勤　労　界
渡邉　充子（わたなべ　みつこ）	株式会社創舎社長	
北澤　悦子（きたざわ　えつこ）	長野労働局地方訓練受講者支援室長	関係行政機関
金崎　幸子（かなざき　ゆきこ）	独立行政法人労働政策研究・研修機構 人材育成部門統括研究員	

※　任期：平成26年６月１日から２年間

参　考

長野県産業教育審議会条例（昭和60年12月26日　条例第38号）

（設置）
第１条　産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第11条の規定により、長野県産業教育審議会を設置する。

（委員の定数）
第２条　長野県産業教育審議会の委員の定数は、10人とする。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、昭和61年１月12日から施行する。
（長野県産業教育審議会委員の定数に関する条例の廃止）
２　長野県産業教育審議会委員の定数に関する条例（昭和26年長野県条例第70号）は、廃止する。

長野県産業教育審議会規則（昭和27年４月14日　教育委員会規則第６号）

改正　昭和34年４月16日教育委員会規則第10号
昭和47年３月９日教育委員会規則第４号
昭和60年12月26日教育委員会規則第12号

産業教育振興法の規定を実施するため同法第14条の規定に基き、長野県産業教育審議会規則を次のように定める。

（組織）
第１条　長野県産業教育審議会条例（昭和60年長野県条例第38号）の規定に基づく長野県産業教育審議会（以下「審議会」　という。）の委員は、次に掲げるものにつき、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。
（１）　産業経済界における学識経験がある者　２人
（２）　教育界における学識経験がある者　４人
（３）　勤労界における学識経験がある者　２人
（４）　関係行政機関の職員　２人
２　前項第１号から第３号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。

（委員の定数）
第２条　特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
２　専門の事項を調査するため、必要があるときは、審議会に専門調査員を置くことができる。

３　臨時委員及び専門調査員は、学識経験のある者及び関係官庁の職員のうちから、審議会の意見を聴いて教育委員会が任命する。
４　臨時委員は、特別の事項の調査審議が終わつたとき、専門調査員は、専門の事項の調査が終わつたときは、その職を解かれたものとする。

（会長）
第３条　審議会に会長を置き、委員が互選する。
２　会長は、会務を総理する。
３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第４条　審議会の会議は、会長がこれを招集する。
第５条　審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
２　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
３　審議会の会議は、原則として公開とする。
４　審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し意見の開陳又は説明を依頼することができる。

（庶務）
第６条　審議会の庶務は、教育委員会事務局高校教育課において処理する。

（雑則）
第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則　（昭和34年４月16日教育委員会規則第10号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則　（昭和47年３月９日教育委員会規則第４号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則　（昭和60年12月26日教育委員会規則第12号）

（施行期日）
１　この規則は、昭和61年１月12日から施行する。

（経過処置）
２　この規則の施行の際現に地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（昭和60年法律第90号）による改正前の産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第10条第１項の規定による長野県産業教育審議会の委員である者は、長野県産業教育審議会条例の規定に基づく長野県産業教育審議会の委員となるものとする。
３　前項に規定する委員の任期は、この規則による改正後の長野県産業教育審議会規則第１条第２項の規定にかかわらず、昭和61年10月７日までとする。

産業教育振興法（昭和二十六年六月十一日法律第二百二十八号）（抜粋）

第二章　地方産業教育審議会

（設置）
第十一条　都道府県及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

（所掌事務）
第十二条　地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

（委員）
第十三条　地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。
２　前項の委員の任命に当たつては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあつては知事の意見を、市町村の教育委員会にあつては市町村長の意見を聴かなければならない。
３　委員は、非常勤とする。
４　委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
５　前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。
６　委員の定数並びに費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定める。

（教育委員会規則への委任）
第十四条　地方審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。
２　前項の規則の制定に当つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

第三条　国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、産業教育の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。
一　産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
二　産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
三　産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
四　産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
五　産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。